

深谷市保留地公売の応募要領

- ◎公売方法 公開抽選で行います。
- ◎申込方法
- ①「保留地処分抽選参加申込書」(様式第1号)
 - ②身分証明書1通(本籍地の市区町村で発行)
※免許証やマイナンバーカードとは異なるものです。
 - ③住民票謄本1通(世帯全員のもので続柄及び本籍地記載のもの、住所地の市区町村発行)
- ①②③を深谷市役所2階区画整理課窓口へ提出。なお、郵送による申込みはできません。
※お申込みの際は、「保留地公売申し込み心得」をよくご覧ください。
- ◎申込受付期間 令和8年10月6日(火)～10月20日(火)
午前8時30分～午後5時15分
※土・日曜日及び祝日を除く
- ◎申込受付場所 深谷市役所2階 区画整理課窓口(26番)
電話 048-574-6656(直通)
FAX 048-574-8545
住所 埼玉県深谷市仲町11番1号
(JR高崎線 深谷駅下車、北方向へ徒歩10分)
- ◎抽選参加資格 個人申込みのみを対象とし、法人は申込みできません。ただし、個人であっても次のいずれかに該当する方は、申込みできません。
- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人(不動産に関する権利の得喪を目的とする行為をすることについて補助人に同意を得ることを要しない者は除く。)又は破産者で復権を得ない者
 - (2) 抽選の公正な執行を妨げた者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員
 - (4) 申込日において18歳未満の者(法定代理人の同意がある場合は除く。)
 - (5) (1)、(2)、(3)及び(4)に掲げるもののほか、抽選に参加させることが適当と認められない者
- ◎公開抽選日 令和8年10月28日(水) 受付 午後1時30分～
開始 午後2時00分～
- ◎抽選会場 深谷市役所3階 大会議室
住所 埼玉県深谷市仲町11番1号
(JR高崎線 深谷駅下車、北方向へ徒歩10分)

深谷市公売保留地の概要

深谷市役所区画整理課

1. 公売地のご案内

深谷市では、現在施行している国済寺土地区画整理事業地内の保留地3区画を同時に公売します。

2. 公売地区の概要

J R 高崎線深谷駅より東へ約1500mに位置し、地区の北側には県道深谷東松山線、南側にはJ R 高崎線、西側には遊歩道（市道）が通り、緑豊かな閑静な住宅街となっております。

また、地域の中央部には、2本の都市計画道路が計画されております。そのうち、駅通り工場団地線については平成28年6月に開通し、市街地への交通アクセスに恵まれた約38.6ヘクタールの区域です。

保留地公売申し込み心得

1. 公売方法

公開抽選で行います。

2. 申し込み

- (1) この心得をよく読んだうえで、申し込みください。
- (2) 1世帯につき1区画の申し込みとします。
- (3) 申込者が、契約人（買受人）及び登記名義人となります。
- (4) 金融機関等からの融資を予定されている場合は、借入者名義でお申し込みください。

（保留地ローンをご利用の方は、下記をご参照ください。）

金融機関名	支店名	連絡先	金融機関名	支店名	連絡先
埼玉りそな銀行	深谷支店	048(571)4111	東和銀行	深谷支店	048(571)1000
武蔵野銀行	深谷支店	048(573)3411	埼玉信用組合	深谷支店	048(573)5511
群馬銀行	深谷支店	048(571)2251	中央労働金庫	熊谷支店	048(522)1896
足利銀行	深谷支店	048(571)2135	住宅金融支援機構（フラット35）		0120(0860)35
埼玉縣信用金庫	深谷支店	048(571)4171	熊谷商工信用組合	川本支店	048(583)2681

※詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

- (5) 申し込みに必要な書類は、次のとおりです。

- ① 保留地処分抽選参加申込書（様式第1号）
- ② 身分証明書 1通 … 本籍地の市区町村で発行
- ③ 住民票謄本 1通 … 住所地の市区町村で発行

（世帯全員のもので続柄及び本籍地記載のあるもの）

※ ②③の証明書等については、申込日において3ヶ月以内のものに限ります。

※ 外国国籍のかたは、パスポートの写し（在留資格が永住又は特別永住であることを証明できる書類）および外国人登録済み証明書又は在留カードをご用意ください。

※ 共有者名義で申し込まれる場合は、共有名義人全員の書類が必要です。

- (6) 申込書の記載に、訂正がある場合は、訂正箇所には二重線を引き、その上に正しい文言を記入してください。

- (7) 郵送による申し込みはできません。

- (8) 共有名義で申し込まれる方は、代表者を選任し、持ち分申告書（別紙）をご提出ください。

- (9) 単独名義で申し込んで、当選した後に共有名義に変更することは認められません。

- (10) 申込者が1名の場合は、抽選を行わずに、その申込者を当選者とします。

3. 公開抽選

- (1) 抽選当日は、必ず抽選開始時刻（午後 2 時）までに受付を済ませてください。
- (2) 抽選開始後は受付を締め切ります。時間に間に合わない場合は棄権とみなしますので、時間を厳守してください。
- (3) 抽選は保留地番号の 1 号から順次行いますが、お申し込み人数等により、抽選時間は予想できませんので、順番が来るまで席でお待ちください。
- (4) 申し込み時に「保留地処分抽選参加決定通知書」を交付しますので、抽選に参加する方（本人または代理人）は、抽選当日、必ずこの「保留地処分抽選参加決定通知書」を持参し、受付に提示してください。
- (5) 代理人が抽選に参加する場合は、委任状を持参し受付時に提出してください。委任状がない場合は、抽選参加決定者以外の方が抽選に参加することはできませんので、ご注意ください。なお、委任を受けられる員数は 1 名のみで、1 区画に限ります。
- (6) 抽選は、あらかじめ本抽選のくじを引く順番を決める予備抽選から行います。予備抽選のくじを引く順番は、申し込み順とします。
- (7) 当選者のほか、補欠者を 2 名以内で決定します。また当選者が棄権した場合は、補欠者を繰上げ当選者とします。

4. 抽選に申し込みのない空き区画の再受付

お申し込みのなかった区画が発生した場合は、上記 3 の公開抽選で、補欠者及び落選者となった方で、かつ、公開抽選会場に来場された方（代理人を含む）を対象に、次の要領でお申し込みの再受付をします。

(1) 再受付日時公開抽選日

公開抽選日（令和 8 年 10 月 28 日（水））における公開抽選終了からおおむね 30 分以内。なお、このお申し込みには、「お申込みの際にお渡しした保留地処分抽選参加決定通知書」が必要ですので、ご持参ください。

(2) 当選者等の決定

上記 3 の場合と同様に、当選者及び補欠者を決定します。

(3) 補欠者の当選

上記 3 の補欠者が当選者となった場合は、その補欠者の権利は放棄したものとみなします。

(4) 随時公売の実施

公売期間中に申し込みの無かった保留地又は上記 3 の公開抽選会後の再受付の際に申し込みが無かった保留地については、後日、随時公売期間を設けて公売します。

5. 契約

- (1) 当選者には、抽選当日「保留地処分決定通知書」を交付します。
- (2) 令和 8 年 11 月 11 日（水）までに保留地売買契約を締結していただきます。期限までに保留地売買契約を締結しない場合は、当選の権利を放棄したものと

みなします。

(3) 契約時には、**印鑑（実印）、印鑑証明書（１通）**及び**契約金額に見合う額の収入印紙**を用意してください。

保留地番号別の収入印紙代金（印紙税額）は、次のとおりです。

契約金額	保留地番号	印紙税額
1,000 万円超 5,000 万円以下	① ② ③	1 万円

(4) 契約保証金を、保留地売買契約締結時までに納入してください。

(5) 契約保証金は、売買総価額の 100 分の 10 以上の金額で、当選決定後に請求します。

(6) 契約保証金は、売買代金に充当することができます。

(7) 契約保証金の納入は、市が発行する納入通知書により納付してください。

(8) 保留地売買契約締結の際に契約保証金の領収書を持参してください。控えを取らせていただきます。

6. 売買代金

(1) 売買代金の残金は、保留地売買契約締結後 60 日以内に納入していただきます。

(2) 残金の納入方法についても、納入通知書により納付してください。

(3) 保留地売買契約締結後 60 日以内に残金が完納されない場合は、契約を解除します。また、契約保証金は正当な理由がある場合を除き返還できませんので、ご了承ください。

(4) 売買代金の完納確認後、保留地引渡通知書を送付します。買受人が保留地を使用できるのは、引き渡しを受けてからとなります。

7. 建築確認等

保留地の引き渡しを受けた後に住宅等を建築する場合は、次の手続きが必要になります。

① 土地区画整理法第 76 条による許可

② 建築確認申請

8. その他

(1) 換地処分直前に実施する確定測量によって保留地の地積に変動が生じた場合には、増減した地積（平方メートル単位で小数点以下第二位まで）に応じ、今回の売買単価で精算します。

(2) 保留地の所有権移転登記は、換地処分に伴う登記の完了後でなければできません。抵当権等の権利設定登記についても同様です。

(3) 不動産取得税は、買受人の負担となります。

(4) 登記に要する諸費用（登録免許税）は、買受人の負担となります。

(5) 換地処分に伴う登記が完了するまでは、保留地の分割及び転売譲渡等は行な

えませんのでご承知おきください。

(6) 引き渡し後の保留地に関する一切の公租公課は買受人の負担となります。

(7) 公共下水道（污水）

供用開始済みです。

(8) 公共ますは市の負担で取り出します。ただし、宅地内配管工事費用については、買受人の負担となります。

(9) 公共下水道受益者負担金

保留地売買契約後、企業経営課発行の納入通知書により公共下水道受益者負担金を一括納入していただくことになります。

各地区の受益者負担金の額は、次のとおりです。

地区名	1 m ² 当たりの負担金の額
国済寺	300円

保留地売買契約時に、深谷市都市計画下水道事業受益者異動申告書（様式16号）を提出していただきます。

詳しくは、

深谷市役所企業経営課 深谷市岡部1086番地

（深谷市役所 水道庁舎内）

電話 048-577-7527（直通）

までお問い合わせください。

(10) 上水道

本管は埋設されていますが、本管からの取り出し工事費用は、買受人の負担となります。

① メーター設置時の加入金（参考）

・ 口径13ミリメートル…110,000円（税込み）

・ 口径20ミリメートル…176,000円（税込み）

② 上記①のほか、給水申し込みの際に設計審査手数料1,000円及びしゅん工検査手数料2,000円が必要となります。

③ 宅地内の配管工事費用については、買受人の負担となります。

(11) ガス

都市ガスが供給できます。

詳しくは、

埼玉ガス(株) 深谷市伊勢方395-1

電話 048-571-1335（代表）

までお問い合わせください。

(12) 電柱

①及び③の保留地には電柱が建てられています。この電柱は他の画地への移設はできませんので、現地をご確認ください。また、同一保留地内の移設については、各事業者（N T T東日本(株)若しくは東京電力パワーグリッド

(株)へご相談ください。

なお、土地の引渡し日以降に買受人と各事業者（N T T 東日本(株)、東京電力パワーグリッド(株)）との間で土地使用承諾等を行っていただくこととなります。

○N T T 東日本(株) 一般電話からは局番なしの「1 1 6」※総合窓口
携帯電話からは「0 1 2 0－1 1 6－0 0 0」

○東京電力パワーグリッド(株) 電話 0 1 2 0－9 9 5－0 0 7

(13)電気・電話の引き込みについては、買受人の申請となります。

(14)土地は現状引き渡しとなりますので、現地の状況を十分ご確認ください、お申込みください。（宅地内の土には石等が混入しています）

(15)公売保留地は土質調査・地盤調査を行っておりません。建築の際に土質調査・地盤調査・地盤改良等を実施する場合は、買受人の負担となります。

(16)土地に隠れた瑕疵かしがあった場合の瑕疵担保責任の期間は、引渡しの日から2年間とさせていただきます。

(17)保留地引き渡し後は、当該地の維持管理（除草等含む）をしていただきます。

(18)保留地を利用するにあたって、次に掲げる用に供してはなりません。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用
- 2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）の用
- 3) 前2号に掲げるもののほか、公序良俗に違反する用又は公共の福祉に反する用

詳しくは、下記の問い合わせ先までご確認ください。



深谷市イメージキャラクター
ふっかちゃん

お問い合わせ

〒366-8501

深谷市仲町11番1号

深谷市役所 都市整備部 区画整理課

電話 048 (574) 6656 (直通)

FAX 048 (574) 8545

